

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正概要

本県では、農業及び農村の活性化を図るため、平成22年に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、施策等を総合的かつ計画的に進めています。

こうした中、国において、農政の基本理念や政策の方向性を示す、「食料・農業・農村基本法」（以下、「基本法」という。）が制定から25年ぶりに改正（令和6年6月5日施行）されました。

基本法の改正では、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、基本理念や具体的な施策が見直されました。

このことを受けて条例においても、制定後の環境変化をふまえ、国で対応するもの、現行条例で対応しているものを整理し、県として取り組むべき事項について、改正に向けた見直しを行います。

条例の改正内容

改正条文と改正理由は以下のとおりです。

第2条（定義）第5号

安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進や環境負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

（改正理由）

気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化、頻発化、農産物の品質低下や収量の減少などが顕在化するなか、環境と調和のとれた農業生産活動の促進に向け、農業生産の活動内容に環境負荷の低減を明記します。

第3条（基本理念）第1号

農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、県民をはじめとする消費者の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。

第10条（水田の最適な利用）

県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第11条（園芸作物等の産地の形成）

県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第12条（畜産の健全な発展）

県は、畜産の健全な発展を図るため、県民をはじめとする消費者の需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、需要に応じた供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物、園芸作物、畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。

第15条（多様な農業経営の確立）第2項（新設）

県は、地域における営農の継続を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な農業者等により農業生産活動が行われ、安全・安心な農産物の安定供給、必要な農地及びその他の農業資源が確保されるよう配慮するとともに、必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

人口減少に伴い農業者が急激に減少するなか、持続可能な農業構造の確立に向けて、第15条第1項で定める効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手に加え、それ以外の多様な農業者等による農業生産活動について新たに規定します。

第17条（農地の有効利用等）第2項

県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

施設の老朽化が進むなか、人口減少により施設の維持管理が困難となる地域においても、農業水利施設の機能を適切に確保するため、施設の整備と併せて保全が図られるよう改正します。

第23条（食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）第3項

県は、県民の食生活において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業経営の発展や農村地域の振興による農産物の安定的な供給に向け、合理的な費用を考慮した農産物価格の形成に対する理解増進につながるよう、地産地消を県民の食生活全般で広く推進するため、「学校給食、事業所の食堂等」を「県民の食生活」に改正します。